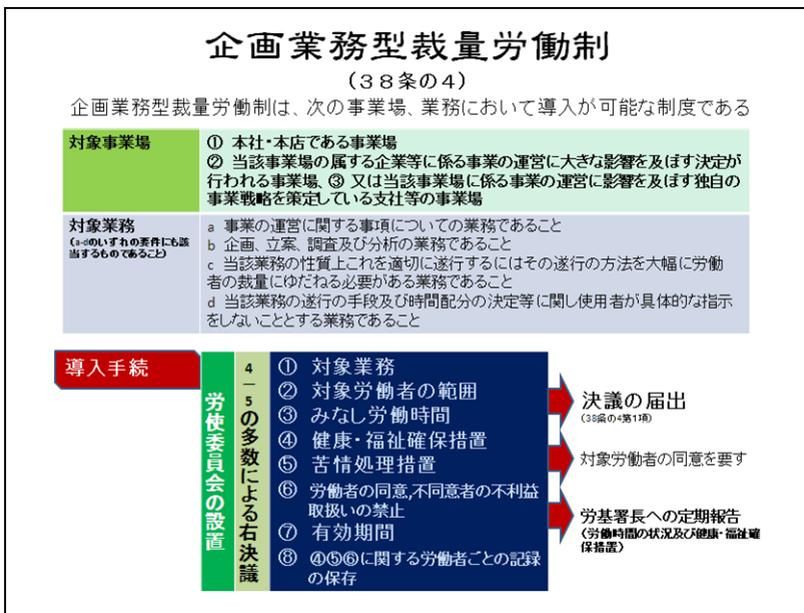


5-9 企画業務型裁量労働制



企画業務型裁量労働制は、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的に指示しないこととする業務」(労働基準法第38条の4第1号)に、一定の知識、経験を有する労働者を就かせる場合に採用することのできる裁量労働制である。

現行の制度は、「労使委員会設置事業場」において、同委員会が法定事項(8つの事項)に関する決議をし、かつ、当該決議を所轄労働基準監督署長に届出することを要件として採用が可能である。

(決議に関する留意事項)

**対象業務**

対象業務は、労使委員会の決議によって特定されなければならない(第38条の4第1号)。当該対象業務は、次のa~dに掲げるいずれの要件にも該当するものであることが必要である。

- a 事業の運営に関する事項についての業務であること
- b 企画、立案、調査及び分析の業務であること
- c 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること
- d 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること

**対象労働者の範囲、みなし労働時間**

- a 対象労働者は「当該対象業務に常態として従事していること」が原則であること。
- b 客観的にみて、対象業務を適切に遂行するための知識、経験を有しない労働者を含めて決議した場合、労働時間のみなしの効果は生じないこと。
- c 決議は1日についての対象労働者の労働時間数として具体的に定めるものでなければならない。